

令和3年度 新型コロナウイルスワクチン接種（施設・在宅）概要

【医療機関向け】

実施時は、次の資料をよく読み、間違いのないよう注意してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け
手引き（R3.6.1現在3.0版ですが、状況が変わる度、更新されています。注意願います。）
- (3) 予防接種ガイドライン
- (4) 予防接種における間違いを防ぐために

1 予防接種を行う医療機関

- (1) 接種実施医療機関等は、V-SYS のワクチン接種契約受付システム（利に当たりV-SYS 用のID は不要）を用いて委任状を発行・印刷し、押印の上、市に提出してください。既に医療従事者接種のために、提出いただいている場合は、不要です。
- (2) V-SYS への登録、委任状の提出をしていない医療機関が実施した予防接種は、公費負担の対象になりません。
- (3) 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条に基づく公告を行うため、接種を行う医療機関及び医師の氏名の一覧を鎌倉市新型コロナウイルスワクチン接種担当に提出する。

2 対象者

- (1) 鎌倉市内の高齢者施設に入所している者及び職員
- (2) 在宅療養者及びその家族（但し、接種券がある者）
- (3) 透析患者
- (4) 長期入院患者（概ね2か月以上の入院をいう。）

※「高齢者施設」とは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウスを指す。

3 ワクチン接種の流れ

- (1) 接種計画書（別紙1・別紙2）及び接種予定医師一覧（別紙4）を鎌倉市へ提出する。（高齢者施設における接種の場合、当該高齢者施設が鎌倉市へ提出する。）
- (2) 鎌倉市から、接種券付き予診票、ワクチン、ロットシール及びシリンジ

等を受け取る。

- (3) 2回の接種終了後、接種券を貼付した予診票、接種報告書（別紙3）を鎌倉市へ提出する。
- ※施設の場合は、接種日までに、必ず接種券と予診票（入居者）、必要に応じて同意書を準備してください。

4 ワクチンについて

ワクチンは、接種計画書に基づき市から医療機関に配送します。

高齢者施設で接種の場合、ワクチンの受け取りに市役所までお越しいただく必要があります。お渡しは市役所の第5分庁舎で行います。

5 接種時の留意事項

- (1) 必ず予診を実施し、予防接種要注意者及び予防接種不適合者に該当しないことを確認してください。
- (2) 被接種者が予防接種の効果と副反応、健康被害救済制度について理解できるように適切な説明をしてください。
- (3) 予め配布している「新型コロナワクチン接種の予診票」（国様式）を使用してください。（急遽不足した場合等は、厚労省HPからダウンロードもできます。）
- (4) 各項目において不備のないように聞き取りをし、記入漏れや回答が網掛け部分に該当する場合等は、医師記入欄に問診医が確認した旨を必ず記載してください。
- (5) 接種したワクチンのロットシールを必ず貼付してください。
ア 万が一ワクチンシールを紛失した場合は、次の内容を予診票に記入してください。
（ア） ワクチン名
（イ） ロット番号
（ウ） ワクチンメーカー名
（エ） 使用有効年月日
- (6) 実施医療機関名を記載し、実施場所の該当するものに丸をしてください。「その他」の場合は、接種を行った場所（例：自宅《住所の記載は不要です。》）を記入してください。
- (7) 健康被害が発生した場合は、予診票の提出が義務付けられています。少なくとも5年間は予診票（医療機関控）を各医療機関で適正に管理及び保管してください。
- (8) 鉛筆及び消すことのできるボールペン等は使用せず、分かりやすくはっきりと楷書で記入してください。
- (9) 被災者に実施する場合は、予診票に住民登録地及び鎌倉市内の滞在先の住所を併記するよう求めてください。

6 接種見合わせについて

- (1) 予診の結果、接種を見合わせた場合は、予診のみ用シールを貼付し、予診票をご請求ください。
- (2) 同日中に、投薬等保険診療の対象となる処置を行った場合、「予診のみ」の請求できません。
- (3) 優先接種順位に従って、順次対象者は、変わっていきます。接種時点対象者であること（接種券又は接種券付き予診票を持参していること）を、当日の受付時に確認してください。接種券がない場合は請求できません。

7 予防接種後副反応疑いについて

「予防接種後副反応疑い報告基準」（別紙様式1）に基づく症状が発生し、診断した場合は、速やかに「予防接種後副反応疑い報告書」を作成し、**独立行政法人医薬品医療機器総合機構**にFAXしてください。同時に、市へも連絡をしてください。なお、個人情報に記載されているため、かけ間違い等がないよう、取扱いには十分に注意してください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 FAX：0120-176-146

※ 被接種者から市に直接、副反応等の相談があった場合は、副反応と診断した医療機関に「予防接種後副反応疑い報告書」の提出を依頼します。

8 予防接種における間違いについて

- (1) 誤った用法用量でワクチンを接種した、有効期限の切れたワクチンを接種した等の、厚生労働省に速やかに報告すべき間違いが発生した場合は、市に電話で報告し、「予防接種間違い報告書（重大な健康被害につながるおそれのある間違い）」を提出してください。
- (2) 接種間隔の誤り等の間違いが発生した場合も、市に電話で報告し、「予防接種間違い報告書」を提出してください。
- (3) 医師は、間違いの内容について、被接種者に対し十分な説明を行ってください。
- (4) 市は、報告を受けた後、必要に応じて鎌倉市予防接種健康被害調査委員会を開催し、対応について協議を行います。後日、その協議内容について医療機関へ報告します。

※ 市が予防接種における間違いと判断した場合は、請求ができません。

9 委託料単価

1件あたり2,070円（税抜き）

10 委託料の請求方法

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書（集合契約）に基づき、請求を行う。（他の予防接種とは異なり、医師会ではとりまとめはしませんので御注意ください。）

- (1) 鎌倉市民（鎌倉市の接種券）

実施月の翌月10日までに、V-SYSから発行した請求書を使用し、鎌倉市

に直接請求する。(あわせて、予診票を提出する。) 予診票を鎌倉市新型コロナウイルスワクチン接種担当に提出してください。

(2) 対象者が鎌倉市以外の市町村民の場合

V-SYS から発行した請求書を使用し、神奈川県国民健康保険団体連合会に請求する。

11 請求に伴う提出書類に不備があった場合について

不備があった予診票は、市が「〇月返戻分」のゴム印を押印し返戻します。修正後、同じ年度の翌月以降に再提出してください。なお、返戻された予診票が再提出されない場合は、公費負担の対象になりません。

12 余剰ワクチンの取扱い

ワクチンの廃棄を防ぐために、余剰ワクチンが生じる場合は、接種券がある在宅療養者の介護者等へ接種できるものとし、どうしても被接種者が見つからない場合は、自院通院患者及び入院患者への接種に使用できるものとする。

【各種様式について】

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」を参照してください。R3.6.1 現在 3.0 版ですが、状況が変わる度、随時更新されていますので、使用時の最新のものを使用してください。

委任状提出の手順

医療機関コードがない場合

1. 神奈川県HP「ワクチン接種の流れ（医療従事者等向け）
（<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/vaccine-forhospital.html>）
の一番下にある「保険医療機関コードが存在しない接種施設の手続き」からエクセルシートをダウンロードして電子申請システムで提出する
2. 類似コードが付番されたら 委任状を作成する画面
（https://cont-mhlw.force.com/mhlw/vs_ininJyoTouroku）から委任状を作成する
3. 作成した委任状を印刷し、鎌倉市役所に提出する

医療機関コードがある場合

1. 委任状を作成する画面
（https://cont-mhlw.force.com/mhlw/vs_ininJyoTouroku）から委任状を作成する
2. 作成した委任状を印刷し、鎌倉市役所に提出する

提出先（郵送先）

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

鎌倉市役所 新型コロナウイルスワクチン接種担当あて

ワクチンの受け取りについて（高齢者施設での接種の場合）

前日までに市役所にワクチン、接種用の針、接種用のシリンジ、希釈用の針、希釈用のシリンジ、生理食塩水、その他お渡しする物を取りに来ていただく必要があります。

市役所に来庁の際は保冷バッグとバイアルを固定できるホルダーをお持ちください。

（→2回目の接種の分も合わせて配布しますので、保管日数を30日以内にするよう注意してください。）

※バイアルは直径1.72mmほどです。可能であれば、バイアルホルダー（市販）をご購入いただき、ご持参いただければ助かります。

（2～8℃で移送する場合の留意点）

- 一度溶けたワクチンが再凍結しないように注意すること。
特に、一度溶けたワクチンを0℃以下で保管しないこと。
- 凍結したワクチンが冷蔵移送中に融解することは差し支えないが、再凍結は厳禁である。
- ワクチンを保冷バッグに格納したら、速やかに移送を行うこと。
- ワクチンの性質上、振動を避け安定した状態で運搬する必要があることを踏まえ、運搬に当たっては、保冷バッグを揺らさないよう慎重に取り扱うこと。また、移送に自転車やバイクの利用は避けること。

